

議案第 3 2 号

三次市老人集会施設設置及び管理条例の一部を改正する条例案を次のように提出する。

平成 3 1 年 3 月 1 日

三次市長 増 田 和 俊

三次市老人集会施設設置及び管理条例の一部を改正する条例（案）

三次市老人集会施設設置及び管理条例（平成 1 6 年三次市条例第 1 5 1 号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

三次市秋町老人集会所	三次市秋町 6 6 7 番地 1
三次市糸井老人集会所	三次市糸井町 1 4 9 5 番地 2
三次市下布野老人集会所清風荘	三次市布野町下布野 3 6 5 番地

」を

「

三次市秋町老人集会所	三次市秋町 6 6 7 番地 1
------------	------------------

」に、

「

三次市檜地区老人集会所	三次市吉舎町檜 5 2 1 番地 2
三次市三玉地区老人集会所	三次市吉舎町三玉 8 7 4 番地 3

」を

「

三次市檜地区老人集会所	三次市吉舎町檜521番地2
-------------	---------------

」に

改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。